○国土交通省告示第七百二十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年七月四日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下前尾沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県佐野市作原町

字下作原　一七六番一　一号

字竹ノ上リ　一八七二番一　二号

字天南久保　一八七一番　三号及び四号

字小沢　一八七四番　五号から十号まで

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上向沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷

栃木県佐野市作原町

字滝ノヲ口　一八六四番から一八六八番まで

字天南久保　一八六九番から一八七〇番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）

栃木県佐野市作原町

字滝ノヲ口　一八六二番　一号

一八六一番　二号及び三号

一八六六番　四号

一八六三番　六号及び七号

字天南久保　一八七〇番　五号

字下作原　一三三番二　八号

三　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西熊田二号沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷

栃木県那須烏山市下川井

字矢削久保　一六〇番　一号、二号及び八号

一六一番一　四号

一六七番　五号

一六八番一　七号

一六二番二　三号

字熊田境

字明神久保　一六一番一　六号

四　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

柳田二号沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県大田原市須佐木

字小田沢　二〇二四番一　一号

二三〇番　四号及び五号

字芋久保　二〇二三番　二号及び三号

五　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中坪上沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県鹿沼市下沢

字池ノ尻　三六一番　一号

三六二番二地先河川敷　十八号

一七五四番地先道路敷　二号

一七五二番一　五号

字背戸山　一七〇七番一地先無番地　三号

一七一三番　四号及び十四号

一七一〇番　十五号

一七〇七番二　十六号

一七〇七番一地先河川敷　十七号

一七四九番　六号

一七四七番　七号

一七二二番地先道路敷　八号

一七二二番　九号

一七一七番　十号

一七一六番　十一号

一七一五番　十二号

一七一四番　十三号

字石戸張

字大ヘラ

字大ヘ良

字小屋場

○国土交通省告示第七百二十三号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月四日

国土交通大臣　大畠　章宏

三ヨ中「越戸町三百二十五番地一」を「下栗町二千九百三十四番地三」に改め、三ホ中「二千五百四十九番地五」を「二千五百三十七番地十」に改める。

○海上保安庁告示第百三十三号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年七月四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　鳩間島北方浮魚礁灯

位　置

所在地　鳩間島灯台（沖縄県八重山郡竹富町）の北方約九・六キロメートル

北　緯　二四―三三―二三

東　経　一二三―四八―一五

廃止年月日　平成二十三年四月二十一日

○海上保安庁告示第百三十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年七月四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　大阪府阪南港阪南二区北防波堤灯台

位　置

所在地　大阪府阪南港第二区（阪南二区北防波堤外端）

北　緯　三四―二九―二〇

東　経　一三五―二一―一七

変更した事項

高　さ　地上から構造物の頂部まで三・五メートル　平均水面上から灯火まで六・一メートル

変更年月日　平成二十三年四月二十一日

名　称　福山港箕沖泊地A灯浮標

位　置

所在地　広島県福山港（鴻石灯標の北方約七・三キロメートル）

北　緯　三四―二五―四八

東　経　一三三―二六―四三

変更した事項

位　置

所在地　広島県福山港（鴻石灯標の北北東方約七・一キロメートル）

北　緯　三四―二五―四二

東　経　一三三―二六―四二

変更年月日　平成二十三年四月二十一日

○海上保安庁告示第百三十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年七月四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　金武中城港南石第三号灯浮標

位　置

所在地　沖縄県金武中城港（知名埼の北北西方約三・〇キロメートル）

北　緯　二六―一二―五三

東　経　一二七―四八―三二

変更した事項

光　度　実効光度三二カンデラ

光達距離　三・五海里

変更年月日　平成二十三年四月二十二日

名　称　金武中城港南石第四号灯浮標

位　置

所在地　沖縄県金武中城港（知名埼の北北西方約三・八キロメートル）

北　緯　二六―一三―二四

東　経　一二七―四八―四二

変更した事項

光　度　実効光度三二カンデラ

光達距離　三・五海里

変更年月日　平成二十三年四月二十二日